

鹿教義第1107号
鹿教高第346号
令和5年12月28日
(義務教育課・高校教育課扱い)

各市町村教育委員会
指導事務主管課長 殿

鹿児島県教育庁義務教育課長
鹿児島県教育庁高校教育課長

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」
の周知について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室から事務連絡がありました。

令和5年3月、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、法務省において、本計画を踏まえた「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（以下「事例集」という。）の改訂が行われました。

本改訂では、過去の事例集にも記載のあった中学校及び高等学校と少年院の連携を通じた支援等の事例に加え、少年院在院中に高等学校の通信制課程に入学し、出院後も学びを継続できるよう、高等学校と少年院が連携して支援等を行った事例のほか、保護司による薬物乱用防止教室等の犯罪予防活動の事例等を新たに追加しています。

ついては、当該周知依頼の内容を踏まえ、貴所属職員及び貴管下の各学校に対し、事例集について周知くださるようお願いいたします。

なお、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等については、「「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）」（令和元年7月3日付け元受文科第261号文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）によることとしております。引き続き、適切に御対応くださるよう、よろしく申し上げます。

<問合せ先>

担 当	高校教育課学校教育生徒指導班	山中，奥田
T E L	099-286-5532	（直通）
F A X	099-286-5678	
E-mail	seitoidou@pref.kagoshima.lg.jp	